

学校運営協議会（コミュニティ・スクール） の導入と課題について

和洋女子大学特任教授 しばない やすし 柴内 靖



県内のある小学校では、次年度以降に学校運営協議会を設置したコミュニティ・スクールにすることを検討しており、当該校の教職員に対して、意見聴取することとなった。

まずは、教育委員会から企画委員会の場において、学校運営協議会の設置の意義とその役割についての概要説明を受け、教職員からの意見を求めた。

教職員からは、主として①学校運営に地域住民の意見が入り、混乱するのではないか②教職員の任用に関する意見については、不安がある③学校運営に関して様々な意見が出され多忙化するのではないかなど、導入に際しての取組の不明確さや任用面での精神的な不安からコミュニティ・スクール導入に対する消極的意見が出された。

そこで、学校として、既に導入している学校の成果・課題を確認し、更に検討することとなった。

【関係法令】

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第47条の5第1項

教育委員会は、教育委員会規則で定めるところにより、その所管に属する学校ごとに、当該学校の運営及び当該運営への必要な支援に関して協議する機関として、学校運営協議会を置くように努めなければならない。

ワンポイントレッスン

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（以下、地教行法）で規定された学校運営協議会が設置された学校のことをコミュニティ・スクールと呼ぶ。文部科学省によれば、平成

30年4月1日現在の全国で学校運営協議会を設置している学校は、5,432校で、公立学校の14.7%がコミュニティ・スクールとなっている。

そこで、コミュニティ・スクールについて、基本的なことを押さえておきたい。

1 これまでの経緯について

2000年12月に、教育改革国民会議において、「教育改革国民会議報告～教育を変える17の提案」が出され、「新しいタイプの学校（コミュニティ・スクール等）の設置を促進する」ことが打ち出された。その後、総合規制改革会議や中央教育審議会等で議論され、「保護者や地域住民が一定の権限を持って、運営に参画する新しいタイプの公立学校を設置する方向となり、地方教育行政の組織及び運営に関する法律が改正され、平成16年9月から正式に導入された。

2015年、中央教育審議会答申「新しい時代の教育や地方創生の実現に向けた学校と地域の連携・協働の在り方と今後の推進方策について」を踏まえ、学校運営協議会の役割などが見直された。

2017年3月、地教行法が改正され、学校運営協議会の設置が努力義務化された。

2 学校運営協議会制度の概要とは

保護者や地域住民が学校運営に参画する学校運営協議会制度の導入により、地域の力を学校運営に生かす「地域とともにある学校づくり」を推進し、これにより子供たちが抱える課題を地域ぐるみで解決する仕組みを構築し、質の高い学校教育を推進することを目指す

している。

学校運営協議会の委員は、①地域住民②保護者③社会教育法9条の7第1項に規定する地域学校協働活動推進員、その他の対象学校の運営に資する活動を行う者④その他当該教育委員会が必要と認める者について、教育委員会が任命することとなっている。

3 学校運営協議会の主な役割とは

教育委員会が学校運営協議会を置く学校を指定し、①校長の作成する学校運営の基本方針を承認すること（必須）②学校運営について、教育委員会又は校長に意見を出すことができること（任意）③教職員の任用に関して、教育委員会に意見を出すことができること（任意）である。

4 本ケースから考えること

コミュニティ・スクールの導入については、原則、学校が宣言するのではなく、教育委員会が指定することとなるが、本ケースでは導入に当たり当該校の教職員に事前に概要説明や意見聴取を行い、その目的や概要、期待される教育効果等の説明を行うとともに、実際に教育実践を行う教職員の不安感等の軽減に努めている。

更に、教職員から疑問点や不安点を出し合うとともに、既に導入された学校の成果と課題に基づき、導入された場合の取組や成果等について慎重に検討しようとしている点は重要な過程である。

ここで大事なことは、単に、新たな時代に即した新しいタイプの学校としてコミュニティ・スクールを導入することではなく、導入に当たり、その背景や意義、新たな取組による教育的効果をきちんと検討するステップをとることと、学校運営協議会からの学校運営に関する意見を基に、教育を推進する主体である教職員の意識改革を図ることである。

5 コミュニティ・スクール指定校の成果と課題

導入に際して、当該校の教職員からは、前

述したとおり、教職員の任用に関する意見への不安や学校運営に対する意見・要望への対応による多忙化などの意見が出されているが、既に導入されている学校においても、同様の意見が出されている。

文部科学省の委託調査研究報告書や各コミュニティ・スクールの研究報告を調べみると、成果としては、①学校と地域が情報を共有化するようになった②地域と連携した取組が組織的に行われるようになった③学校に対する保護者や地域の理解が高まった④地域の教育力が高まった⑤児童生徒の学習意欲が高まった⑥保護者や地域の苦情が減ったなどであった。

一方、課題としては、①導入当初の組織作りや学校運営協議会からの学校運営に関する意見や要望に応えるための労力の増加②地域の協力・支援者の増加に伴うコーディネートの問題③人事の面や無理な要求の増加が見られた。

6 おわりに

学校運営協議会は、校長の作成する学校運営の基本方針や予算等の承認、教職員任用に関する意見を、教育委員会に申し出る権限を有している。導入した学校の状況を見ると、建設的な意見や要望がほとんどであり、特定教員の人事要望よりも、教育効果を上げるための配置要望が主であることを考えると、保護者や地域の方の支援を大きく得られるものとして捉えたい。

この制度の導入は、児童生徒や地域等の実態を踏まえ、保護者や地域の方の支援を受けながら、「学校を中心とした新しい地域の創造」を図るという意味も大きい。

最後に、様々な課題を抱えながら、日々児童生徒の教育的効果を第一に考え実践している教職員に敬意を表したい。